

行政評価制度の改正案に係る部会での調査審議概要

1 大規模事業評価部会（改正案 ～ 関係）

- (1) 開催日 平成19年1月26日
- (2) 出席者 構成委員8名中8名出席
- (3) 結論

改正案については異議なし。
ただし、次のような補足意見があった。

計画評価の変更（再計画評価）に関する規定の新設関係

再計画評価の要件である「著しい変更が生じた場合」については、該当の可否を県側が判断するにせよ、何らかの具体的なガイドラインが必要である。

評価事業完了報告書の新設関係

評価事業完了報告書の作成と合わせて、当該事業実施や効果検証を通じて得られたノウハウ・経験を今後活かすための具体的な仕組みも重要である。

2 公共事業評価部会（改正案 ～ 関係）

- (1) 開催日 平成19年1月31日
- (2) 出席者 構成委員10名中9名出席
- (3) 結論

改正案については異議なし。
ただし、次のような補足意見があった。

評価事業完了報告書の新設関係

- ・報告書には総合考察として、事業目的の達成状況の考察、そこから得られる今後の課題とその対応策等を、積極的に記載することが望ましい。
- ・既存の統計資料等で事業効果の定量化が可能な事業種においては、完了後の費用対効果分析まで行うことが望ましい。